

令和6年（行ウ）第27号 診療報酬請求事件

原告 藤巻 拓郎

被告 社会保険診療報酬支払基金

令和7年5月9日

東京地方裁判所民事第2部合議Dc係 御中

〒112-0006

東京都文京区小日向4-4-3-102

原告 藤巻 拓郎 印

証拠説明書（5）

頭書事件についての証拠につき、以下のとおり証拠説明する。

	標目 (作成者)		作成年月日	立証主旨
甲第69号	荒木産婦人科肛門科「言いたい放題、レセプト減点対策（医療機関の立場から）（荒木常男氏）」	写し	2020/12/23 ～2021/1/11	被告が、“A000初診料通知（15）を悪用して「勝手に病名を慢性疾患と認定して、初診料を再診料に減点する手口」が他科でも指摘されている事実
甲第70号	子どもの近視 発症率8歳ピーク（朝日新聞）	写し	2025/ 3/19	屈折異常は変化する事実
甲第71号	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 - 厚生労働省（厚生労働省）	写し	2024/ 3/ 5	A000初診料通知（1）（14）（15）及びD282-3コンタクトレンズ検査料同留意事項通知（4）の文言は現行の厚生労働省による診療報酬体系でも本件当時から変わらない事実
甲第72号	診療研究⑤ 第五九七号 保険点数便覧 二〇二四年六月一日改訂（東京保険医協会）	写し	2024/ 5/10	D282-3コンタクトレンズ検査料注3、同留意事項通知（4）および「昭和6年通知」の文言は現行の厚生労働省による診療報酬体系でも本件当時から変わらない事実

以上